

構想段階評価書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

構想段階評価書の案についての意見書の提出状況

(1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成26年10月1日（水）～10月30日（木）
- ・意見書提出期限：平成26年11月6日（木）

縦覧場所		縦覧者数
武豊町	産業建設部都市計画課	4

(2) 意見書の提出状況

構想段階評価書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された都市計画の見地からの意見書は計1通であり、その意見書に記載された意見の分類は、表7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1 構想段階評価書の案についての意見書の意見の分類

分類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	5
第3章 都市計画配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	8
第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	4
第5章 評価の結果	5
第6章 総合評価	0
第7章 構想段階評価書の案に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合計	22

構想段階評価書の案についての意見の概要及び見解

構想段階評価書の案についての都市計画の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表(1)から表(3)に示すとおりである。

表(1) 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
(1)	P8 焼却の能力について 283 トン/日 141.5 トン×2 となっているが、定期メンテナンス、余熱発電の安定的な定量発電、ごみ量の変化等に柔軟に対応するために、3 炉建設が望ましいと思われる。コスト面の実の検討ではなく、安全、安定も考慮した炉の設計計画にすべきである。	炉数の設定は、構成市町(2市3町)及び関係する2組合(常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合)により検討した結果、連続運転の持続性、定期整備の容易性及び建物の大きさ等を総合的に勘案し、2 炉構成が最適であると考えています。
(2)	計画ごみ質について 各市町の現状について、各市町間の比較するため記載すべきである。	計画ごみ質のデータは、現有3施設の調査データを元に設定しています。その旨を構想段階評価書に追記しました。
(3)	また、今後、ごみ減量を今以上に進める必要があると考えられることから、どの市町のどのごみを減量の対象に取り組むか検討すべき資料としてごみ質について記載すべきである。	対象事業の規模 283 トン/日は、「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期(平成25年12月一部変更)」に基づくものであり、構成市町(2市3町)ごとにごみ処理、ごみの減量化及び再生利用の現状、ごみの削減施策等を考慮して設定しています。ごみの減量目標については、引き続き構成市町で検討してまいります。
(4)	P9.10 廃棄物搬入の主な走行ルートについて 施設周辺の南北のみではなく、町内全体の搬入経路を明記すべきである。	廃棄物運搬車両が集中する主要幹線道の臨港道路の区間を表示しています。
(5)	P16 配慮書対象事業に関する事項 ア 排水対策 (ア) 排水の水質検査を義務つける。(工事実施時とも)	本評価書のうち、環境影響評価に係わる部分に関しましては、「環境影響評価指針(愛知県)」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行うものです。環境影響評価における方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。

表(2) 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 都市計画配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況		
(6)	P92 コミュニティバス路線数の確認 4 路線？	武豊町ホームページの路線図より、基幹緑ルート(右廻り)、基幹緑ルート(左廻り)、北部赤ルート、南部青ルートを、4ルートと表記しています。
(7)	P99 以降の環境基準において、工業専用地域であることをもって、適用除外せずに住居地に近い基準を準用すべきである。	ご意見を頂戴しました箇所は、事業実施想定区域及びその周辺における法令等による規制について記載したものです。環境影響評価における方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
(8)	P101 表 3.2-20～P115 b 騒音環境基準 事業実施想定区域は工業専用地域であることから類型指定はない。と記入されているがC：区分に該当するのではないかと。また、迷惑施設の整備とされるものであるため、法規制を上回るより厳しくすることが求められる。	ご意見を頂戴しました箇所は、事業実施想定区域及びその周辺における法令等による規制について記載したものです。環境影響評価における方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。なお、騒音に係る環境基準の類型・区分の指定については、P101の表 3.2-20(1)に示されているとおりであり、事業実施想定区域が位置する工業専用地域では、類型指定はありません。
(9)	P103 工事中の排水放流は、表 3.2-22 を適用すべきである。	ご意見を頂戴しました箇所は、事業実施想定区域及びその周辺における法令等による規制について記載したものです。
(10)	P111 表 3.2-28 ばいじん排出基準 注1) 燃料の点火、灰の除去...1時間に6分間を超えない時間内に排出されるものは含まれないとなっているが、この時間帯の実測値を明示させるようにすべきである。	環境影響評価における方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
(11)	P125 イ自然環境法令等 (ウ)都市公園法による指定状況 町内の公園面積が少ないので、施設整備での緑地確保は法令基準を順守するほか、近隣施設整備時の緑地率を上回ることをめざすべきである。	緑地整備については、「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン」を踏まえ、頂戴しましたご意見を参考に事業計画の内容を検討してまいります。
(12)	P138 地球温暖化対策実行計画の継続をすること。	地球温暖化対策実行計画の継続を引き続き実施してまいります。
(13)	P144 工 各種開発等の状況 表 3.2-68 路線名 3.3.1の早期実施を求める。	ご意見を頂戴しました旨、愛知県関係部署にお伝えいたします。
第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法		
(14)	P147 表 4.2-1 C案の実施を求める。	事業計画の案については、P197、198に記載のとおり、「東寄り」が優れていると評価しています。

表(3) 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
(15)	P148 4.3 評価分野 評価細目 「自然環境の整備又は保全」の見地から、緑化は法基準を大幅に上回ることを求める。近隣施設の実施を超える基準を求める。	緑地整備については、「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン」に基づき、頂戴しましたご意見を参考に事業計画の内容を検討してまいります。
(16)	P150 4.4(2)、p151(4)緑地の確保について4.3 を考え方の最低基準とする。	
(17)	P152 (5)適切な規模 必要な位置 従来からコスト重視が多く見受けられるが、安全、安定した運転の確保という点を重視してもらいたい。	頂戴しましたご意見を参考にさせていただき、今後、事業計画の内容を検討してまいります。
第5章 評価の結果		
(18)	P155 5.1-2 (1)周辺での居住環境や都市活動に影響は与えないと評価できる。(2)施設の位置のみで評価する。ことには問題がある。搬入車両が住宅地を通過することもあること、工業専用地域であることで適用除外することでは現状の生活実態をかけ離れて評価していると言える。総合的な再評価、再検討が必要である。	5.1-2 (1)及び(2)は現況及び将来の土地利用との整合性を評価するところであり、その視点からは「影響を与えない」と評価しております。 周辺への影響は、同(3)や、「5.2 自然的環境の整備又は保全」、「5.3 円滑な都市活動の確保」、「5.4 良好な都市環境の保持」で評価しており、総合評価についてはその他の項目も含め総合的に評価しております。
(19)	P181 以下 (3)評価 環境基準等各項目とも基準以下といえども、事業が行われることにより、現状より絶対量は増加することは事実であり、当然のことである。排出される絶対量、騒音などの実測値を明記すべきである。	事業実施想定区域周辺の現地調査や本事業による影響の予測及び評価については、環境影響評価における方法書手続き以降実施し、都市計画の手続きと合わせてその結果を公表してまいります。
(20)	P190 5.3 円滑な都市活動の確保 (1)(2)一般低層住宅から離れた位置と言うが、具体的な距離が明示されていない。基準値はどのようになっているか明確にしたうえで記載すべきである。	現況の土地利用(P155(1)の図参照)及び沿道利用を考慮して、一般低層住宅と直接接していないことから「離れている」としています。
(21)	(3)施設の位置による周辺交通への影響は記載のとおりである。とされているが、施設周辺の実測がされておらず現状との比較は不可能であり、臨港道路周辺の実測をすべきである。	本評価書のうち、環境影響評価に係わる部分に関しましては、「環境影響評価指針(愛知県)」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行うものです。
(22)	何れの内容も、調査が不十分で特に施設周辺の測定等が実施された記録がなく、施設から離れたところの測定結果で判断しており問題点が多く、再調査をしたうえで再評価すべきである。	環境影響評価における方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、都市計画の手続きと合わせてその結果を公表してまいります。